別　紙　2

日本学術振興会平成14年度科学研究費補助金交付申請書等作成･記入要領

この作成･記入要領は、交付申請書の記入事項の誤りを少なくし、補助金の交付をより早く行うため、その記入に当たっての注意事項をまとめたものです。

1　一般的事項について

(1) 用紙は、所定の様式を使用し、交付申請年月日は、必ず記入してください。
　なお、複写機により複写したものを提出する場合、表裏ともに記入事項がある用紙については、必ず１枚の用紙の表裏に複写してください。(研究機関代表者の職印は、正本１部に印肉を使用して押印してください。また、研究代表者の押印は、自署の場合は省略できますが、ワープロ等で作成した場合は必ず押印してください。正本以外は、印影が複写されていればよく、新たに押印する必要はありません。)

(2) ミスタイプ及び誤記入の場合には改めて作成し直してください。(訂正印及び修正液等の使用は認めておりません。)

(3) 設備備品費又は研究支援者の雇用のための割合は、配分予定額の９０％を超えないように留意してください。
　なお、研究計画遂行上、設備備品費が配分予定額の９０％を超える場合には、後述の２の(７)の③により取り扱ってください。

(4) 氏名欄に通称名（旧姓等）を使用することが可能になっていますが、その場合は必ず科学研究費補助金研究者名簿「転入・記載事項の変更届」(「科研費研究者名簿」様式２）を提出してください。
　（氏名訂正以外の記載事項の変更については、例年７月に文部科学省より通知される「科学研究費補助金研究者名簿について」により提出して下さい。）
　また、各研究機関において、本名と通称名（旧姓等）の照合ができる帳簿を作成するなどにより、科学研究費補助金の関係書類において当該研究者を特定することができるよう所属研究機関の事務局で適切に管理して下さい。

2　様式1、様式1－2及び様式4(研究代表者が作成する交付申請書)について

(1)「所属機関の本部の所在地」欄（様式１及び様式１－２が該当）
　①　大学、大学共同利用機関、高等専門学校等は、「全国大学一覧」、「全国短期大学一覧」及び「高等専門学校一覧」の本部の所在地を確認のうえ記入してください。
　②　文部科学省の施設等機関は、「文部科学省職員録」の機関所在地を記入してください。
　③　国又は地方公共団体の設置する研究所その他の機関、法律により直接設立された法人又は民法第３４条の規定により設立された法人は、文部科学省へ届けてある所在地を記入してください。
　（該当する研究機関については、科学研究費補助金取扱規程第２条第４号の研究機関一覧を参照。）

(2)「補助金額」欄
　①　「補助金額(交付予定額)」欄には、さきに提出された研究計画調書に記載の研究計画の趣旨に基づき、補助事業に要する経費又は補助対象経費を次のとおり記入してください。
　(ｱ)「直接経費」欄、「間接経費」欄（様式１のみ該当）及び「直接経費と間接経費の合計」欄（様式１のみ該当）には、「内定一覧」の「配分予定額」の平成１４年度の金額を記入してください。
　　なお、様式４には「間接経費」の記入は不要です。
　(ｲ) 使用内訳の「各費目」欄には、「補助金額」欄又は「直接経費」欄に記入した金額の内訳として、本年度の研究計画に沿い、当該研究の遂行に直接必要な経費の使用予定額を記入してください。(「科研費の取扱いについて」Ⅵの５　補助金の使用方法を参照。)
　　なお、各支出費目の明細についても作成し、研究機関事務局で保管しておいてください。
　(ｳ)　「各費目」欄に、該当のない費目がある場合は必ず「０」を記入してください。

(ｴ) 基盤研究（Ｃ）（企画調査）については、計画調書提出時に計上した「会議費」及び「印刷費」については、「その他」の欄に含めて記入してください。（様式１－２又は様式４が該当）

② 旅費に係る日当及び宿泊料の算定については、「科研費の取扱いについて」Ⅵの５（５)国内旅費及び外国旅費を参照してください。

③ 外国旅費等の使用に関する留意事項

当該研究計画の遂行上必要となる外国出張のための経費及び外国で使用する経費並びに外国に居住する研究者の招へい旅費の合計額が、各研究課題の当該年度の配分額の４０％を超える場合は、次の事項を内容とした調書を作成し、所属研究機関の事務局で保管しておいてください。

・研究種目
・課題番号
・研究課題名
・研究代表者の所属、職、氏名、印（氏名を署名した場合、印は不要）
・当該年度の配分額
・配分額の４０％を超えて外国旅費等が必要となる理由
・当該年度の外国旅費等の使用内訳（外国出張の行程表、外国旅費・外国で使用する経費の使用内訳等）

(3)「研究組織」欄

① 研究代表者及び研究分担者全員の氏名、所属機関・部局・職を記入するとともに、各研究者の役割分担を平成１４年度の研究実施計画に対応させて簡潔に記入してください。

また、新規課題についてはさきに提出された研究計画調書に、継続課題については平成１３年度の実績報告書にそれぞれ記載の研究分担者に変更等が生じた場合は、その氏名及び理由を記入してください。

なお、研究代表者１人で研究を実施する場合は、空欄としても差し支えありません。

② 研究(１)において、研究分担者に研究費を配分する場合は、研究代表者及び各研究分担者への配分額を「研究経費」欄に千円単位で記入し、その合計を「直接経費合計」欄に記入してください。

研究費を配分しない場合は、研究代表者の欄と「直接経費合計」欄に研究費を記入してください。(「間接経費」を研究分担者に配分することはできません。)

③ 研究代表者と共同して研究計画に参画する外国の研究機関に所属する研究者は、海外共同研究者として記入することができますが、記入に当たっては、研究組織欄を線で区切り「海外共同研究者」の見出しを付けて氏名等を記入してください。なお、海外共同研究者については研究費を配分できません。また、研究組織の合計人数に含めないでください。

(4)「課題番号」欄

「内定一覧」に記載の課題番号を記入してください。

(5) 「研究課題名」欄

研究課題名は、研究計画調書に記載したものと一致するようにしてください。

(6)「研究の目的」欄

研究目的は漠然としたものではなく、何をどこまで明らかにしようとしているのか具体的(２００字～３００字程度)に記入してください。

(7)「本年度の研究実施計画」欄

① 補助金の使用予定（購入物品、購入時期等）を考慮の上、平成１４年度内に研究が実施し得るよう計画を立ててください。

なお、研究経費に、建物等施設に関する経費、給与に使用する経費等(「科研費の取扱いについて」Ⅵの５（１)科学研究費から支出できない経費)を含めないよう留意してください。

（さきに提出された研究計画調書において、これらの経費を計上していた研究課題で今回内定があったものについても、これらの経費は認められていませんので留意してください。）

② 複数の研究者により実施する研究計画に当たっては、各研究者相互の関係を明らかにしてください。

③ 研究実施計画については、さきに提出されました研究計画調書を基礎とすべきですが、研究計画調書作成時から約５か月経過していることから、研究の実態に即して妥当な変更を行うことは差し支えありません。

ただし、研究課題名の変更はできません。

④ 相手方の同意･協力や社会的コンセンサスを必要とする課題については、研究の遂行に当たっては十分に配慮し、相手方の同意等を得たうえで計画を実施することが当欄で確認できるように記入してください。

(8)「主要な設備備品の内訳」欄

① １品又は１組若しくは１式の価格が**50万円以上のもの**について品名、仕様、数量、単価、金額及び納入予定時期を記入してください。

② １品又は１組若しくは１式の価格が**200万円以上のもの**については、納期の明記してある見積書を１部徴し、**研究機関事務局で保管しておいてください。**

③ 配分予定額の９０％を超える額を設備備品費とせざるを得ない研究課題については、次の事項を内容とした調書を１部作成し、**研究機関事務局で保管しておいてください**。

(ｱ) 研究種目
(ｲ) 課題番号
(ｳ) 研究課題名
(ｴ) 研究代表者所属･職･氏名･印（氏名を署名した場合、印は不要）
(ｵ) １４年度以降の各年度の配分予定額
(ｶ) １４年度費目別使用内訳
(ｷ) １４年度に購入を予定している設備備品の名称、金額、納期
(ｸ) 研究目的、研究計画との関連上、上記(ｶ)のような経費の配分を行っても研究計画上、バランスがとれた経費配分となっていること、また単なる研究設備購入のための申請ではないことの説明
(ｹ) その他参考となる事項

④ 納入予定時期が平成１４年１１月以降となっているものについては､その理由書を作成し、**研究機関事務局で保管しておいてください**。

⑤ 当該研究を遂行するため、外国において設備備品を購入する場合は、購入した設備備品を研究代表者又は研究分担者が所属する科学研究費補助金の申請資格を有する研究機関に直ちに寄付してください｡このため、寄付を行うに当たって必要となる設備備品の輸送や入国に際しての手続き等については、購入前に研究代表者が所属する研究機関の事務局と十分連絡をとり、寄付が可能であることを確認しておいてください。

また、直ちに寄付ができない場合は、購入前に日本学術振興会会長の承認を得てください。

なお、研究代表者の所属する研究機関代表者が、「輸送が困難」などの理由により寄付が困難と判断した設備備品の購入はできませんので注意してください。

３　様式2､様式２－２､様式3及び様式３－２(研究機関の代表者が作成する交付申請書)について

(1) 研究種目ごとに別葉に作成してください。
なお、基盤研究(Ａ・Ｂ・Ｃ)(２)については、「審査区分」ごとに別葉にしないでください。

(2)「所在地」欄については、上記２(１)を参照してください。

(3)「課題番号」､「研究代表者所属・職・氏名」及び「補助金額」欄については、「内定一覧」記載の順に記入し、様式４の記載事項と一致（「間接経費」を除く。）させてください。

なお、研究代表者が所属する研究機関において「間接経費」の受入れができないと判断された場合等「間接経費」を辞退するときは、当該「間接経費」の額は配分予定額に関わらず「０」となるので、直接経費の金額のみを記入してください。

(4) 様式２又は様式３が２枚以上になる場合は、２枚目以降様式２－２又は様式３－２に記入してください。

４　様式５　（研究代表者が作成する交付請求書)について(研究(1)の研究種目が該当）

(1) 研究課題ごとに作成し、(　　)内には研究種目名を記入してください。なお、基盤研究の審査区分は記入しないでください。

(2) 請求年月日は記入しないでください。

(3) 請求額は、様式１の補助金額と同額（基盤研究（Ｓ・Ａ）にあっては直接経費と間接経費の合計額)としてください。

　なお、研究代表者が所属する研究機関において「間接経費」の受入れができないと判断された場合等「間接経費」を辞退するときは、当該「間接経費」の額は配分予定額に関わらず「０」となるので、直接経費の金額のみを記入してください。

(4) この様式は、委任状を兼ねることに留意し、作成に当たって記入漏れのないように注意してください。

５　様式６　（研究機関の代表者が作成する交付請求書)について(研究(2)の研究種目が該当）

(1) 研究種目ごとに作成し、(　　)内には研究種目名を記入してください。

(2) 請求年月日は記入しないでください。

(3) 請求額は、様式２又は様式３の補助金額の合計額と同額（基盤研究（Ｓ・Ａ）にあっては直接経費と間接経費の合計額)としてください。

　なお、研究代表者が所属する研究機関において「間接経費」の受入れができないと判断された場合等「間接経費」を辞退するときは、当該「間接経費」の額は配分予定額に関わらず「０」となるので、直接経費の金額のみを記入してください。

６　様式７　（科学研究費補助金振込銀行口座届)について

(1) この様式は、既に提出してある科学研究費補助金振込銀行口座届の内容に変更（銀行名の変更を含む。）が生じた研究機関、または、今回初めて内定を受ける研究機関が提出してください。

(2) 口座を開設する際の名義は、今回届け出る口座名義と必ず同一としてください。

(3) 口座名義は、先頭に「科研費」を付し、その後貴機関の科研費の機関番号(５ケタ)の頭に「０」を付した６ケタの番号を記入し、次に研究機関の代表者名を記入してください。

(4) 今回届け出た口座は、平成１４年度以降引き続き科学研究費補助金の振込専用口座としますので、研究(補助事業)の完了時(通常３月下旬)にも解約は行わないでください。また、３月下旬には必ず口座の残高を「０」にし、本口座から生じた利息については、本補助金の研究を遂行するために必要な経費に充当するなど、一括して使用することができます。

　なお、研究課題ごとの研究代表者名義の預貯金の口座等は、これまでどおり研究(補助事業)の完了時には、必ず解約手続きを行ってください。

科学研究費補助金取扱規程第２条第４号の研究機関一覧

平成１４年３月現在

○国の設置する研究所その他の機関

国立療養所南花巻病院（臨床研究部）
気象研究所
科学警察研究所
国立佐倉病院（臨床研究部）
国立医薬品食品衛生研究所
国立公衆衛生院
国立感染症研究所
国立がんセンター（研究所）
国立国際医療センター（研究所）
国立精神・神経センター
科学技術政策研究所
農林水産政策研究所
国立社会保障・人口問題研究所
国土技術政策総合研究所
国立成育医療センター（研究所）
国立療養所中部病院（長寿医療研究センター）
国立療養所宇多野病院（臨床研究部）
国立循環器病センター（研究所）
国立療養所近畿中央病院（臨床研究センター）
国立大阪病院（臨床研究部）
国立水俣病総合研究センター

○地方公共団体の設置する研究所その他の機関

北海道開拓記念館
埼玉県立がんセンター（研究室）
千葉県立中央博物館
千葉県がんセンター（研究所）
横須賀市自然・人文博物館
神奈川県立歴史博物館
神奈川県立生命の星・地球博物館
山梨県環境科学研究所
愛知県がんセンター（研究所）
愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所
滋賀県琵琶湖研究所
滋賀県立琵琶湖博物館
大阪市立自然史博物館

大阪府教育センター
大阪市立環境科学研究所
大阪府立公衆衛生研究所
大阪府立母子健康総合医療センター（研究所）
大阪府立成人病センター（研究所）
大阪府立農林技術センター
大阪府立産業技術総合研究所
兵庫県立人と自然の博物館
奈良県立橿原考古学研究所
岡山県生物科学総合研究所
北九州市立自然史博物館

○法律により直接設立された法人

（独）北海道開発土木研究所
（独）国立環境研究所
（独）防災科学技術研究所
（独）農業工学研究所
（独）国際農林水産業研究センター
（独）森林総合研究所
（独）食品総合研究所
（独）農業環境技術研究所
（独）物質・材料研究機構
（独）農業技術研究機構
（独）農業生物資源研究所
（独）建築研究所
（独）土木研究所
（独）国立女性教育会館
（独）放射線医学総合研究所
（独）国立健康・栄養研究所
（独）大学入試センター
（独）国立科学博物館
（独）国立国語研究所
（独）国立博物館東京国立博物館
（独）文化財研究所東京文化財研究所
（独）国立美術館東京国立近代美術館
（独）国立美術館国立西洋美術館
（独）国立オリンピック記念青少年総合センター
（独）産業技術総合研究所
（独）海上技術安全研究所
（独）産業安全研究所
（独）航空宇宙技術研究所
（独）消防研究所

（独）産業医学総合研究所
（独）国立特殊教育総合研究所
（独）港湾空港技術研究所
（独）水産総合研究センター
（独）国立博物館京都国立博物館
（独）国立美術館京都国立近代美術館
（独）国立美術館国立国際美術館
（独）国立博物館奈良国立博物館
（独）文化財研究所奈良文化財研究所
（特）理化学研究所
（特）日本学術振興会
（特）日本原子力研究所
（特）宇宙開発事業団
（特）日本体育・学校健康センター（国立スポーツ科学センター）
（認）海洋科学技術センター

○民法第３４条の規定により設立された法人
（財）電気磁気材料研究所
（財）かき研究所
（財）半導体研究振興会
（財）素材工学研究会
（財）国際科学振興財団
（財）特殊無機材料研究所
（財）山形県企業振興公社（生物ラジカル研究所）
（財）脳血管研究所
（財）日本蛇族学術研究所
（財）動物繁殖研究所
（財）化学療法研究所
（財）日本園芸生産研究所
（財）野田産業科学研究所
（財）額田医学生物学研究所
（財）写真科学研究所
（財）古代オリエント博物館
（財）癌研究会
（財）建設技術研究所
（財）河野臨床医学研究所
（財）小林理学研究所
（財）佐々木研究所
（財）実験動物中央研究所
（財）政治経済研究所
（財）世界経済調査会
（財）大日本蚕糸会

（財）田中教育研究所
（財）東京生化学研究会
（財）東洋文庫
（財）徳川黎明会
（財）日本経済研究所
（財）日本生物科学研究所
（財）日本農業研究所
（財）三菱経済研究所
（財）山階鳥類研究所
（財）熔接研究所
（財）三井文庫
（財）目黒寄生虫館
（財）野間教育研究所
（財）言語文化研究所
（財）応用光学研究所
（財）乙卯研究所
（財）英文法令社
（財）緒方医学化学研究所
（財）科学技術振興会
（財）教育研究所協会
（財）教育研究振興会
（財）教育調査研究所
（財）研医会
（財）建設工学研究会
（財）光線研究所
（財）国民経済研究協会
（財）小峰研究所
（財）語学教育研究所
（財）溶接接合工学振興会
（財）三康文化研究所
（財）島薗順次郎記念会
（財）史料調査会
（財）食生活研究会
（財）震災予防協会
（財）心臓血管研究所
（財）芸術研究振興財団
（財）ソ連問題研究会
（財）中央温泉研究所
（財）中央教育研究所
（財）電磁応用研究所
（財）東京大学綜合研究会
（財）東方研究会

（財）東洋哲学研究所
（財）ドイツ語学文学振興会
（財）日本国際医学協会
（財）日本色彩研究所
（財）日本政治文化研究所
（財）日本美容医学研究会
（財）野口研究所
（財）肥料研究所
（財）深田地質研究所
（財）柳工業デザイン研究会
（財）日本統計協会
（財）日本学協会
（財）冲中記念成人病研究所
（財）能力開発工学センター
（財）進化生物学研究所
（財）大倉精神文化研究所
（財）労働科学研究所
（財）国際生態学センター
（財）微生物化学研究会
（財）矢野恒太記念会
（財）中日文化研究所
（財）科学教育研究会
（財）基礎化学研究所
（財）自然史科学研究所
（財）教科書研究センター
（財）中近東文化センター
（財）国際メディア研究財団
（財）東京都老人総合研究所
（財）東京都医学研究機構
（財）統計研究会
（財）日本進路指導協会
（財）日本数学検定協会（学習数学研究所）
（財）濱野生命科学研究財団
（財）神奈川科学技術アカデミー
（財）日本積雪連合
（財）若狭湾エネルギー研究センター
（財）繊維工業研究協会
（財）応用生化学研究所
（財）岐阜県国際バイオ研究所
（財）日本モンキーセンター
（財）豊田理化学研究所
（財）名古屋畜産学研究所

（財）名古屋産業科学研究所
（財）応用科学研究所
（財）生産開発科学研究所
（財）古代學協会
（財）上原学術研究所
（財）応用菌学研究所
（財）覚誉会
（財）総合経済研究所
（財）体質研究会
（財）田附興風会
（財）日独文化研究所
（財）防虫科学研究所
（財）有機合成化学研究所
（財）建築研究協会
（財）植物科学研究協会
（財）海洋化学研究所
（財）物理探鉱研究会
（財）ルイ・パストゥール医学研究センター
（財）国際高等研究所
（財）世界人権問題研究センター
（財）災害科学研究所
（財）大阪皮膚病研究会
（財）大阪結核研究会
（財）関西経済研究センター
（財）高分子研究所
（財）石神記念医学研究所
（財）産業科学研究協会
（財）サントリー生物有機科学研究所
（財）蛋白質研究奨励会
（財）阪大微生物病研究会
（財）発酵研究所
（財）阪本精神病理学研究所
（財）大阪バイオサイエンス研究所
（財）電子科学研究所
（財）レーザー技術総合研究所
（財）大阪市文化財協会
（財）兼松貿易研究基金
（財）建設工学研究所
（財）東洋食品研究所
（財）近畿高エネルギー加工技術研究所
（財）高輝度光科学研究センター
(財）先端医療振興財団

（財）元興寺文化財研究所
（財）日本きのこセンター
（財）教育文化研究所
（財）日本産業科学研究所
（財）九州経済調査協会
（財）国際東アジア研究センター
（財）放射線影響研究所
（財）ファジィシステム研究所
（財）実験医学研究所
（財）服部植物研究所
（財）日本化学繊維研究所
（財）日本真珠研究所
（財）衣笠会
（財）防災研究協会
（社）北里研究所
（社）中国研究所
（社）自然科学書協会
（社）部落問題研究所